

平成23年度 保育所入所申込の手引き



保育所とは

保護者の方の就労や病気などの理由で、家庭でお子さんを保育できないときに、保護者の方に代わってある一定時間の保育を行う「お子さんのため」の福祉施設です。

※ 申込みされる方は、この「手引き」をよくご覧になってから手続きをしてください。

保育所に入所できる基準は

保育所に入所できるのは、保護者や同居の親族等がいずれも下記の理由によりその児童を保育することができない場合です。

※「集団生活を経験させたい」「幼児教育の場として利用したい」などの理由だけでは入所することはできませんのでご了承ください。

- 1) 家庭外労働 昼間家庭の外で仕事をしている。
(1日4時間以上かつ週4日以上)
- 2) 家庭内労働 家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている。
(1日4時間以上かつ週4日以上)
- 3) 出 産 妊娠中であるか、または出産後間がない。
- 4) 疾 病 等 病気やケガをしていたり、心身に障がいを持っている。
- 5) 病気の看護等 その児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障がいのある人がいるため、常時その看護にあたっている。
- 6) 災 害 震災や風水害・火災などのため、その復旧にあたっている。
- 7) そ の 他 就学、求職、夜間就労のため日中休養を要するなど、その他児童を保育することができない特別な事情がある場合。



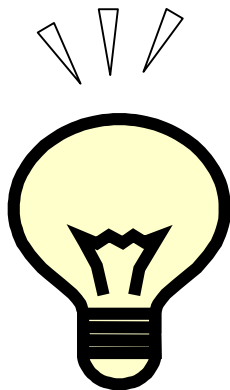
入所の申込

この申込用紙をご利用できる方は佐伯市に住民票がある方のみです。

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの入所申込みを下記の受付期間内に受付します。

また、出産、育児休業明け等に入所予定がある方もこの期間内に申込みください。

受付期間	平成23年1月4日(火) ~ 1月14日(金) 8時30分~17時 ※期限厳守
受付場所	佐伯市役所 子育て支援課 児童家庭係 (本庁1階12番窓口)、 もしくは、各振興局市民サービス課 ※入所申込書は子育て支援課、各振興局窓口に備えています。
申込に関する問い合わせ先	佐伯市役所 子育て支援課 児童家庭係 TEL 22-3972(直通)または 22-3111(内線 239)



1月8日(土)~10日(月・祝)も受け付けます。

※この3日間は、各振興局での受け付けはしません。

《受付場所》市役所別館1階入札室兼会議室
(下記地図参照)

《受付時間》8時30分~17時

【この3日間の問い合わせ】

TEL 22-3111 (内線 260)



※上記受付期間を過ぎての入所申込みについては、毎月の申込み締切日時までにお申し込みください。(P3参照)

(注) 保育所には定員があるため、希望する保育所に入所できない場合があります。

◆ 市外への保育所入所について

佐伯市外の保育所を希望する方は、市役所にご相談ください。



申込から入所まで

申 込

○この手引きをよくご覧になって、内容をご了解いただいた上で申込みください。
入所日は毎月1日入所となり、入所希望月の前月15日までに申込みください。
ただし、前月15日が土日・祝祭日の場合は翌開庁日となります。

入所希望月日	申込み締切り日時	入所希望月日	申込み締切り日時
4月1日～	3月15日(火)17時まで	10月1日～	9月15日(木)17時まで
5月1日～	4月15日(金)17時まで	11月1日～	10月17日(月)17時まで
6月1日～	5月16日(月)17時まで	12月1日～	11月15日(火)17時まで
7月1日～	6月15日(水)17時まで	1月1日～	12月15日(木)17時まで
8月1日～	7月15日(金)17時まで	2月1日～	1月16日(月)17時まで
9月1日～	8月15日(月)17時まで	3月1日～	2月15日(水)17時まで

入所審査・選考

○毎月15日の17時以降、選考基準（P5参照）に基づき、入所の審査・選考を行います。

入 所 内 定

○4月入所希望で受付期間内に申込みをした方で入所決定した場合は、平成23年3月上旬に、入所承諾通知書をお送りします。なお、4月入所希望以外の方は電話等で連絡いたします。

○入所内定の結果は、おおむね3～4日ほどかかりますが、場合によっては、1週間くらいかかることもあります。

【入所内定者】

○電話等で連絡をします。その際、面接日時の連絡・調整をします。

【不承諾の方（定員等の理由で受入れができない方）】

○電話等で連絡をします。その際、翌月の選考を希望するか意思確認をさせていただきます。

提出書類に虚偽の記載があった場合は、内定は取消となります。

面 接

○各保育所（園）で面接を行います。

○当日は、入所するお子さんをお連れください。

面接では、主にお子さんの日常生活の様子（アレルギーの有無等）やご家族の状況を伺います。また保育所（園）での1日の流れや行事、持ち物等について説明があります。

入 所

○面接において特に問題がない場合、入所決定となり、入所承諾通知書をお送りします。



申し込みに必要な書類

☆ 次の①～③の書類がすべて必要です。

※ 必要書類がすべて揃っていないと入所保留となります。くれぐれもご注意ください！

※ 兄弟で入所の場合、添付資料は1部で結構です。(入所申込書は児童1人につき1枚必要です。)

① **入所申込書** (P10・11の記載例を参考にしてください。)

② 父親・母親及び20歳以上60歳未満の同居の親族が**保育できないことを証明する書類**

※ 同居の親族とは、住民票・世帯にかかわらず同じ建物に住んでいる方(二世帯住宅含む)

	入 所 理 由	提 出 書 類
就 労	お勤めの方	就労証明書(別紙) 申し込み期間によっては育児休業の証明 ※事業主の証明が必要です。
	自営業・農業・漁業等	就労証明書(別紙) ※民生児童委員等の証明が必要です。
病 気 ・ そ の 他	父親・母親が疾病等	医師の診断書または病状証明書、障害者手帳の写し等
	親族の看護・介護等	■看護・介護等の証明 ※民生児童委員等の証明が必要です。 ■看護・介護される方の診断書等
	母親の出産	母子手帳の写し(表紙と出産予定日欄のコピー)

③ **保育料を決定するための書類**

(※市民税を未申告の方は必ず申告してください！)

給与所得者(会社員・公務員等)	平成22年分の源泉徴収票(コピー可) ※医療費控除等を受けるなどにより確定申告をする方は確定申告書の写しを提出してください。
確定申告をする予定の方 (自営業・農業・自由業)	平成22年分の確定申告書の写し ※専従者控除のある方は、その欄もコピーしてください。 ※就労状況と収入の関係に疑問があるときは質問をさせていただきます。
生活保護を受けている人	入所申込書に社会福祉課保護係担当者の証明
平成20年4月2日以降に生まれた 第3子以降の児童	戸籍謄本(第3子であることを証明するもの)
在宅障害児(者)がいる世帯	身体障害者手帳・療育手帳の写し等

☆ 保育所の入所が決定した後、保育料を算定します。その際の算定作業に次の確認事項等が必要です。主旨をご理解いただきご承諾ください。

- ◆ 入所申込み時に税額調査をします。(入所申込書に承諾の押印をしてください。)
- ◆ 申込時に源泉徴収票または確定申告書の写し等の保育料を決定するための書類が間に合わない場合は、書類が揃い次第、早急に提出してください。

書類がそろわない場合、保育料を保育料の徴収基準額の最高階層にて仮決定します。

※ 平成22年1月1日において、佐伯市外に居住されていた方は、市町村民税額証明書を提出していただく場合があります。

〔市町村民税額証明書の交付については、平成22年1月1日現在において居住されていた市区町村役場にご相談ください。〕



入所できない場合

- ◆ 保育所には定員があります。希望する保育所へ入所できないことがあります。
- ◆ 申込書は24年3月末まで有効です。希望月に入所できなかった場合、電話にて意思確認をし、希望があれば引き続き、翌月以降の入所選考の対象となります。



入所選考について

入所選考は、家庭において日中、児童の保育ができない度合いを世帯の状況や就労状況によって総合的に判断し、保育ができない度合いの高い方から順に入所決定します。

優先度の目安はおおむね次のとおりです。

優先度	就労等の状況	世帯の状況
高い	A. 職場復帰 (育休・産休明けによる)	1. ひとり親の世帯
↑	B. 就労中、就学中	2. 生活保護家庭等
	C. 産前産後	
低い	D. 疾病等	3. その他の世帯
	E. その他(求職中)	

※ 就労等の状況はA～Eの順に優先度が高い。※ 世帯の状況は1～3の順に優先度が高い。

- ◆ 出産及び疾病、介護による入所希望の場合は、入院や通院状況、疾病の程度、世帯の状況により優先度を判断します。

入所期間について



児童を家庭で保育することができない理由により入所期間が異なります。

入所期間によりお子さんの保育環境が定められます。大切な申し出とお考えください。

入所理由	入 所 期 間
就労中	平成24年3月31日まで ※期限付の就労の場合はその日の属する月の末日まで
職場復帰 ※育児休業明け	■職場復帰がその月の19日以前の場合 → その月の前月の初日から ■職場復帰がその月の20日以降の場合 → その月の初日から
産前産後等	出産月を挟んだ産前産後2ヶ月の最長5ヶ月 ※多胎妊娠の場合は出産月を挟んだ産前産後3ヶ月の最長7ヶ月
疾病等	年度内で子守に支障をきたす期間
病気の看護等	年度内で子守に支障をきたす期間
就学中	平成24年3月31日まで ※年度途中にその期間が終了する場合はその日の属する月の末日まで
求職中	年度内で入所月より2か月間※ひとり親家庭の場合は3か月間

負担金（保育料）について

◆ 保育料は、児童を養育している父母、祖父母等の主に生計を維持している方の平成22年度の所得税額、平成22年度の市民税額及び児童の年齢によって決定します。

◆ 保育料は、年度毎に決定されます。

児童の入所年齢は平成23年4月1日現在の満年齢で決定します。（右表参照）

入所後に年齢が変わっても平成24年3月までの保育料は変わりません。

◆ 保育料を決定する際、所得税額については、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除等の適用はしません。

入所年齢（平成23年4月1日現在での満年齢）	
5歳児	H17年4月2日～H18年4月1日生
4歳児	H18年4月2日～H19年4月1日生
3歳児	H19年4月2日～H20年4月1日生
2歳児	H20年4月2日～H21年4月1日生
1歳児	H21年4月2日～H22年4月1日生
0歳児	H22年4月2日～

◆ 4月、5月入所の保育料は仮算定による仮決定です。6月にその年度の税額が確定したのち、本算定を行い本決定します。その結果、4月分保育料から遡って保育料を変更する場合（追徴・還付）がありますので、あらかじめご了承ください。

◆ 保育料は各月の初日が在籍の基準日となります。出席日数にかかわらず1か月分の保育料が必要です。※ 病気、けが等で長期欠席する場合は、子育て支援課または各振興局市民サービス課までお知らせください。

◆ 保育料は当月分を翌月10日に指定の口座から振替えます。振替日の前日までに残高不足のないようご準備ください。※ 振替日が銀行休業日の場合は、翌営業日です。（P9参照）

保育料は必ず納めてください。保育料の滞納が著しい場合、給与、財産（車等）の差し押さえをする場合があります。



保育所へ入所してから

- ◆ 入所直後の保育時間は、児童を集団生活に慣れさせるため、児童の体調等に配慮しながら短時間（ならし保育）から徐々に正常の時間にします。ご了承ください。
 - ※ ならし保育期間は概ね2週間ですが、児童の状態により更に延長する場合があります。
- ◆ 児童の送迎は保護者が行ってください。
- ◆ 入所後の転園は、原則として次の年度まで受け付けません。
 - ※ 特別な事情が生じた場合は子育て支援課までご相談ください。



退所について

（注）保育所では退所手続きは出来ません。

- ◆ 保護者または同居の親族が離職、その他の理由で児童を家庭で保育できる状態になった場合は、すみやかに退所の手続きをしてください。
- ◆ 退所日は退所する月の末日となります。（やむを得ない場合は除く）
 - 退所する場合は、退所日までに必ず市役所子育て支援課または各振興局市民サービス課に「保育所退所届」を提出してください。
 - ※ 手続きが遅れた場合は、退所月の翌月以降の保育料が発生する場合があります。
- ◆ 次の場合は退所していただくことがあります。
 - イ. 提出書類に虚偽の記載があるなど、虚偽の申込みが判明したとき
 - ロ. 入所理由が消滅したとき
 - ハ. 入所児童が心身の状況等により集団保育になじまないとき
 - ニ. 長期（2か月間）にわたって欠席が続くとき



延長保育について

保護者の就労時間などの諸事情により、保育時間の延長が必要な方について、時間を延長して保育を行う保育所（園）があります。

延長保育については各保育所（園）での対応となりますので、利用できる年齢、保育時間及び保育料については各保育所（園）に直接お尋ねください。（P 14 参照）



現況届

- ◆ 毎年10月、市が保育所入所児童の家庭を対象に現況調査を行います。
この調査は現況届の提出により保育所入所基準を満たしているか、再度確認するために実施します。その際、別途書類の提出をご依頼することがありますが、ご了承ください。



その他

- ◆ 申込み後、入所決定までの期間に次のような状況になった場合

- 申込みの理由や意志がなくなったとき
- 就職または転職、離職したとき
- 住所・電話番号など連絡先に変更があったとき
- 家庭状況に変動があったとき（出生・結婚・離婚等）
- 1年以内職場復帰される方で、児童の発育上環境の変化（保育所を退所すること）が好ましくないとと思われる方はご相談ください。
- 入所希望する保育所を変更したいとき

下記に連絡が必要です。

- ◆ 入所後、下記のような事由が発生した場合

- 就職または転職、離職したとき
- 母子手帳の交付を受けたとき（入所理由の変更）
- 住所・電話番号など連絡先に変更があったとき
- 家庭状況に変動があったとき（出生・結婚・離婚等）
- 生活保護の開始・廃止があったとき
- 入所理由の変更があったとき（家庭外労働から出産等）
- その他申込書の記載事項に変更があったとき

下記に届出が必要です。

※ 入所申込みされる児童の発育・健康面などでご心配の方は、ご相談ください。

連絡先：〒876-8585

佐伯市中村南町1番1号

佐伯市役所 子育て支援課 児童家庭係

TEL 22-3972（直通）



平成23年度保育料の口座振替日

平成23年度の保育料は、下記の日程でご指定の銀行口座より振り替えますので前日までに必ずご準備ください。

入所月	口座振替日	入所月	口座振替日
4月分	平成23年 5月10日 (火)	10月分	平成23年11月10日 (木)
5月分	平成23年 6月10日 (金)	11月分	平成23年12月12日 (月)
6月分	平成23年 7月11日 (月)	12月分	平成24年 1月10日 (火)
7月分	平成23年 8月10日 (水)	1月分	平成24年 2月10日 (金)
8月分	平成23年 9月12日 (月)	2月分	平成24年 3月12日 (月)
9月分	平成23年10月11日 (火)	3月分	平成24年 4月10日 (火)

※ 基本的に、毎月10日に前月分の保育料を振り替えます。

10日が銀行休業日の場合は、翌営業日になります。



保育料の口座引き落としを推進しています。

※印欄以外で、
該当する欄すべてにご記入ください。

記 入 例

※ 新規・継続 ()	多子軽減
	ここにこ()
	第一希望のみ

平成 23 年度保育所入所申込書(保育所児童台帳兼用)

※ 入所決定 保育所名	フリガナ サイキ ジロウ		性別	男・女		
入所(申込)児 氏 名	佐伯 次郎		入所年齢	2		
生年月日	平成 ○○年 1月 1日		平成 23年 4月 1日 現在の満年齢を記入 してください。 (P6参照)			
佐伯市福祉事務所長 殿 平成 ○○年 ○○月 ○○日 保育所への入所につき次のとおり申し込みます。なお、保育料の算定のため、佐伯市が 保有する保護者及び同一世帯に属する家族の税務資料の閲覧に同意します。						
保 護 者 欄	現住所	〒 876 - 8585 佐伯市中村南町1番1号				
	平成 22年1月1日 時点の住所	大分県○○○市△△町1234				
	氏 名	佐伯 太郎 (佐伯印)				
	電話番号 (自宅)	0972 - 22 - 3972 (緊急連絡先・○○○) 0972 - 22 - 3111				
保育が できない理由	①.家庭外労働 2.家庭内労働 3.出産 4.疾病等 5.病気の看護等 6.災害 7.その他 ()			生活保護 の 適 用		
入所希望期間	平成 ○○年 4月 1日 ~ 平成 △△年 3月 31日			無・有 (無)		
入 所 を 希 望 する 保 育 所 (園)	第1希望	○○ 保育所(園)	(理由) ①. 自宅に近い 2. 職場に近い 3. 通勤途中 4. 兄弟が在所している 5. その他 ()			
	第2希望	△△ 保育所(園)	(理由) 1. 自宅に近い ②. 職場に近い 3. 通勤途中 4. 兄弟が在所している 5. その他 ()			
	第3希望	×× 保育所(園)	(理由) 1. 自宅に近い 2. 職場に近い ③. 通勤途中 4. 兄弟が在所している 5. その他 ()			
入 所 (申 込) 児 と 同 居 し て い る 家 族 (入 所 児 除 く)	フリガナ	入所児 との 続柄	年 齢	勤務先・学校名等	税額調査 承 諾 印	※チェック欄 (源泉・就労証明等)
	氏 名		生 年 月 日			
	サイキ タロウ	父	40歳	カキクケ工業	(佐伯印)	
	佐伯 太郎		大・昭平 ○○年 12月 15日			
	ハナコ	母	35歳	日本工業(株) 佐伯支店	(佐伯印)	
	花子		大・昭平 ○○年 6月 10日			
	イチロウ	兄	8歳	○○○小学校		児童については平成23年4月1日 現在の予定を記入 してください。
	一郎		大・昭平 ○○年 4月 20日			
	サクラコ	姉	5歳	○○○幼稚園		
	桜子		大・昭平 ○○年 11月 5日			
シロウ	祖父	64歳	病気療養中			
史郎		大・昭平 ○○年 1月 11日				
ハルコ	祖母	59歳	△△化粧品(株)		同居の20歳以上 60歳未満の親族 も証明書の提出が 必要です。	
春子		大・昭平 ○○年 5月 31日				
			大・昭・平 年 月 日			
			大・昭・平 年 月 日			
在宅障がい者(児)の有無	有 ・ 無 (無)					

保育所入所調書は、
該当する欄すべてにご記入ください。

保育所入所調書

記入例

祖父 母の 現況	父	<input checked="" type="radio"/> 同居 ・ <input type="radio"/> 別居	住所 佐伯市中村南町1番1号	祖父 64歳	(就労・ <input checked="" type="radio"/> 不 就労)	健康状態(良・ <input checked="" type="radio"/> 否)
	方		世帯主氏名(佐伯 史郎)	祖母 59歳	(<input checked="" type="radio"/> 就 労)・不 就労)	健康状態(良・ <input type="radio"/> 否)
	母	<input type="radio"/> 同居 ・ <input checked="" type="radio"/> 別居	住所 佐伯市〇〇町〇番〇号	祖父 60歳	(就労・ <input checked="" type="radio"/> 不 就労)	健康状態(良・ <input checked="" type="radio"/> 否)
	方		世帯主氏名(大分 三郎)	祖母 59歳	(就労・ <input checked="" type="radio"/> 不 就労)	健康状態(良・ <input checked="" type="radio"/> 否)
申 込 現 況	1. 仕事先へ連れていっている			申 込 小 児 学 校 の 現 況	1. 仕事先へ連れていっている	
	2. 家にいる 保育している人の氏名()				2. 家にいる 保育している人の氏名()	
	3. あずけ先()保育料()円				3. あずけ先()保育料()円	
送 迎 の 現 況	送り	母・ <input checked="" type="radio"/> 父・ <input type="radio"/> 祖 父母・その他()		自転車・バス・ <input checked="" type="radio"/> 自 家用車・徒歩・その他()		
	迎え	<input checked="" type="radio"/> 母・ <input type="radio"/> 父・ <input type="radio"/> 祖 父母・その他()		自転車・バス・自家用車・ <input checked="" type="radio"/> 徒 歩・その他()		
入 所 (申 込) 児 童 の 発 育 状 況 等	1. 出生時の体重(3,000g)			7. 今までにかかった病気(軽い病気を除く) (無・ <input checked="" type="radio"/> 有)		
	2. 歩きはじめ(1歳 3ヵ月)			□風疹 ■水ぼうそう □おたふく風邪 □百日咳 □肺炎		
	3. 始語(1歳 4ヵ月)			□麻疹(はしか) ■突発性発疹 □気管支炎 □重い下痢		
	4. アレルギー(無・ <input checked="" type="radio"/> 有)			□喘息 □手足口病 □伝染性紅斑(りんご病) □心臓病		
	□食べ物(卵)			□アトピー □手術() □その他()		
	□くすり()			8. 現在治療中の病気 (<input checked="" type="radio"/> 無・有)		
	□その他()			病名()		
5. 発作(<input checked="" type="radio"/> 無・有)			9. 特に心配なこと (<input checked="" type="radio"/> 無・有)			
6. 障がい・発育の遅れ(<input checked="" type="radio"/> 無・有) 具体的に			□ひきつけ □下痢をしやすい			
			□湿疹 □よく熱を出す □風邪をひきやすい			
			□その他()			
身障手帳	(種 級)		(障がい名			
療育手帳	(A1 A2 B1 B2)		(障がい名			
誓 約 書	<p>受益者負担の公平性確保及び入所基準遵守のために以下のことについてご誓約願います。</p> <p>○私は、毎月の保育料を遅滞なく納入することを約束します。</p>					
	署 名	佐伯 太郎				<input checked="" type="radio"/> 印 佐伯
備 考						

入所児童について
ご記入ください。

※印の欄には記入する必要はありません。

記入例

入所決定していない場合は空白

保育所名	〇〇 保育所 (園)	フリガナ	サイキ ジロウ
		児童名	佐伯 次郎

※証明事項は、全て事業主が記入します。

就労・就労予定証明書及び給与証明書 (父・母・その他)

就労者氏名	佐伯 花子	仕事内容	経理事務	源泉徴収票の発行状況の欄で3に〇をつけた場合に記入してください。		
就労場所	佐伯市〇〇町〇丁目〇番〇号 (TEL) 〇〇-××××			平成 22 年	稼働日数	給与支給額
就労開始年月日	昭和・平成 〇〇年 〇〇月 1日から (期限付の場合 平成 年 月 日まで)			1 月分	16 日	62,400 円
就労形態	常勤・臨時・パート・自営・内職 農業・その他 ()			2 月分	16 日	62,400 円
就労時間及び日数	午前 9 時 30 分 ~ 午後 5 時 00 分 (実働: 6 時間 30 分) 出勤日 (月・火・水・木・金・) 曜日 (実働: 週 5 日)			3 月分	16 日	62,400 円
給与形態 (基本給)	月給 (円) ・日給 (円) 時間給 (600 円) ・歩合給 (%) ・その他 ()			4 月分	16 日	62,400 円
事業主との関係	本人・家族・実家 (両親) ・親戚・他人			5 月分	16 日	62,400 円
源泉徴収票の発行状況	※源泉徴収票や確定申告書等は、保育所入所申込の必要書類のひとつです。 1. 発行している 2. 発行予定 → 平成 年 月頃発行予定 ③. 発行しない → やむをえず発行できない場合に、平成 21 年中の勤務状況及び給与支給状況を記入 ^注 してください。注: 就労者本人が確定申告する場合は記入不要			6 月分	16 日	62,400 円
産休及び育休中の場合	産前産後の休暇期間 (平成 23 年 8 月 7 日 ~ 平成 23 年 11 月 28 日まで) 育児休業中の期間 (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日まで) ※育児休業の取得が確認できる育児休業申出書等の写しを必ず添付してください。			7 月分	16 日	62,400 円
				8 月分	3 日	11,700 円
				9 月分	0 日	0 円
				10 月分	0 日	0 円
				11 月分	0 日	0 円
				12 月分	16 日	62,400 円

記入漏れが多い箇所

記入漏れが多い箇所

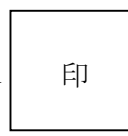
上記のとおり (就労中・就労予定) であることを証明いたします。

平成 23 年 1 月 10 日

佐伯市福祉事務所長 様

事業所所在地 佐伯市△△区5班
事業所名 日本工業(株)佐伯支店
代表者名 〇〇 良雄

(TEL) 〇〇-××××



証明印のないものは無効です。

※証明事項は全て事業主が記入します。証明の内容等を保育所担当職員が確認させていただく場合があります。

上記の証明者が本人、家族、実家等の場合は、民生委員等の証明が必要です。但し、就労者本人の源泉徴収票又は確定申告書を提出できる場合は、民生委員等の証明は不要です。

私が (自営・家族・実家等) で就労していることを証明願います。

平成 年 月 日

住所

上記のとおり相違ないことを証明いたします。

平成 年 月 日

氏名

印

民生・児童委員

印

- (注意) 〇証明内容について、偽りが判明した場合には入所を取り消します。
 〇事業主印・雇主印がないものは無効です。 〇支社及び支店等の場合は、支店長の証明で有効です。
 〇就労予定の方は、就労開始した後に再度就労証明書の提出が必要となります。
 〇就労先が変更になった時は、新しい就労証明書を提出してください。

平成23年度 佐伯市保育料

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額) (円)				
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	備考	
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0				
第2	第1階層及び第4～第8階層を除き、	5,400	3,600	3,600	母子世帯等は0円 在宅帯障害児(者)がいる世帯は0円	
第3	前年度分市町村民税の額の区分が、次の区分に該当する世帯	11,700	9,900	9,900	母子世帯等は1,000円減額 在宅帯障害児(者)がいる世帯は1,000円減額	
第4	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税 40,000円未満	18,000	16,200	16,200	※同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園及び認定こども園に入所している場合 ↓ 兄や姉が幼稚園、認定こども園に在園している場合、多子軽減申請書の提出により保育料算定の兄弟数に算定します。 (保育料) ・最も年齢の高い児童は全額 ・2番目に高い児童は1/2 ・3番目以降は0/10
第5		40,000円以上 103,000円未満	26,700	24,900	24,900	
第6		103,000円以上 413,000円未満	36,600	34,800	32,100	
第7		413,000円以上 734,000円未満	48,000	38,100	32,100	
第8		734,000円以上	62,400	38,100	32,100	

※1 所得税額については、平成22年分の税額を適用しています。**住宅借入金等特別控除等・配当控除・外国税額控除・寄付金控除・電子証明書等特別控除の適用は受けられません。**

なお、市町村民税につきましては、平成22年度(平成21年分)が適用になります。

※2 第3子以降で3歳未満の児童(平成20年4月2日以降に出生した児童)は、保育料が無料となります。ただし、戸籍謄本を提出している者のみ該当になります。

※3 今回の保育料決定につきましては、提出いただいた源泉徴収票等により保育料を決定しておりますが、**6月の課税資料確定後に変更が認められた場合には、4月にさかのぼって保育料の還付・追徴をいたします。**また、法律・規則改正が行われた場合につきましても同様に4月にさかのぼって行います。

佐伯市の保育所・認定こども園

	保育所・園名	所在地	連絡先	開所時間	定員	一時保育	延長保育	乳児保育	
認可保育所	私立保育園	佐伯聖徳保育園	城下東町 5-4	22-2125	7:00~18:00	100	—	~18:30	5カ月以上
		大日保育園	若宮町 1-32	22-2430	7:00~18:00	90	—	~18:30	7カ月以上
		みなみ保育園	中の島 2-19-36	23-0567	7:00~18:00	90	○	~18:30	6カ月以上
		みなと保育園	鶴谷町 1-5-15	22-5399	7:00~18:00	90	○	~18:30	6カ月以上
		八幡保育園	大字戸穴 7-2	27-7661	7:30~17:30	30	○	~18:00	10カ月以上
		佐伯保育園	来島町 5-5	22-0644	7:00~18:00	90	○	~18:30	10カ月以上
		長島保育園	長島町 2-27-1	24-0522	7:00~18:00	60	○	~18:30	6カ月以上
		やよい保育園	弥生大字上小倉	46-1591	7:00~18:00	90	○	~18:30	6カ月以上
		やよい保育園分園	弥生大字大坂本	46-1441	7:30~17:30	29	○	~18:00	10カ月以上 2歳まで
		松浦保育園	鶴見大字沖松浦	33-0096	7:00~18:00	45	○	~18:30	原則 10カ月以上
	公立保育所	久部保育所	大字池田 (上久部区)	23-3099	7:30~17:30	60	○	~18:00	10カ月以上
		本匠保育所	本匠大字笠掛	56-5033	7:30~17:30	45	○	~18:00	7カ月以上
		直川保育所	直川大字上直見	58-2146	7:30~17:30	45	○	~18:00	9カ月以上
		蒲江保育所	蒲江大字蒲江浦	42-0173	7:30~17:30	60	○	~18:00	6カ月以上
		畑野浦保育所	蒲江大字畑野浦	45-0038	7:30~17:30	60	○	~18:00	6カ月以上
		竹野保育所	蒲江大字竹野浦河内	43-3236	7:30~17:30	30	○	~18:00	6カ月以上
		西浦保育所	蒲江大字西野浦	43-3555	7:30~17:30	60	○	~18:00	6カ月以上
		森崎保育所	蒲江大字森崎浦	44-0301	7:30~17:30	45	○	~18:00	6カ月以上
	認定こども園	小野市こども園	宇目大字小野市	54-3004	7:30~17:30	60	○	~18:00	10カ月以上
千束こども園		宇目大字千束	52-1013	7:30~17:30	60	○	~18:00	10カ月以上	
認可外保育所	しろやま共同保育園	中の島 1-4-45	23-1850	平日 7:20~18:00 土曜 7:20~17:30	45	○	~18:30	※応相談	
	ふれあい保育園	新女島 6931 番地	22-9933	平日 8:00~17:30 土曜 8:00~13:00	25	応相談	~18:00 ~17:00	6カ月以上	

※認可外保育所を希望するときは、直接各園に申し込んでください。



連絡先：〒876-8585

佐伯市中村南町1番1号

佐伯市役所 子育て支援課 児童家庭係

TEL 22-3972 (直通)